

鈴鹿市告示第 1 6 号

鈴鹿市税条例（昭和 2 5 年鈴鹿市条例第 7 7 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所地又は本店若しくは主たる事務所若しくは事業所の所在地を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が定める期日まで延長し、及び同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 2 月 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

指定地域
富山県、石川県